

平成22年4月15日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成21年(ネ)第933号 不当利得返還請求控訴事件(原審 名古屋地方裁判所一宮支部平成21年(ワ)第150号), 平成21年(ネ)第1142号 仮執行の原状回復及び損害賠償の申立て事件

口頭弁論終結日 平成22年2月15日

判 決

東京都品川区東品川2丁目3番14号

控 訴 人	C F J 合 同 会 社
同 代 表 者 代 表 社 員	C F J ホールディングス株式会社
同 職 務 執 行 者	浅 野 俊 昭
同 代 理 人 支 配 人	森 岡 紀 人

愛知県稲沢市

被 控 訴 人	
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	佐 々 木 啓 太
同	鈴 木 泉
同	小 野 晶 子
同	山 岡 大 介
同	細 野 優 子

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

- (1) 原判決を次のとおり変更する。
- (2) 控訴人は、被控訴人に対し、93万円及びこれに対する平成21年3月3

1日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(3) 被控訴人のその余の請求を棄却する。

(4) 被控訴人は、控訴人に対し、403万1731円及びこれに対する平成21年12月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(5) 訴訟費用は、第1、2審を通じて、被控訴人の負担とする。

(6) (4)につき仮執行宣言

2 被控訴人

(1) 本件控訴を棄却する。

(2) 控訴人の仮執行の原状回復及び損害賠償の申立てを棄却する。

(3) 控訴費用は控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

1 本件は、被控訴人が、昭和63年8月19日から平成20年10月27日までの間、訴外株式会社マルフク（マルフク）及びマルフクから被控訴人に対する貸金債権を譲り受けた控訴人との間で借入れと返済を繰り返したが、利息制限法所定の制限利率を超えて支払った利息部分を元本に充当して計算すると過払金が生じており、控訴人は悪意の受益者であるとして、不当利得返還請求権に基づき、過払金及びこれに対する最終取引日までの確定利息（合計473万5906円）並びに過払金元金（449万3335円）に対する最終取引日の翌日である平成20年10月28日から支払済みまで民法所定年5分の割合による利息の支払を控訴人に対して求めた事案である。

原審は被控訴人の請求を認容したが、控訴人がこれを不服として控訴するとともに、当審において、被控訴人に対し、仮執行宣言に基づく給付の返還及び損害賠償を命ずる裁判を申し立て、被控訴人が差し押さえた控訴人の預金債権から控訴人が自認する過払金返還債務額を控除した403万1731円及びこれに対する平成21年12月11日（債権差押命令正本が第三債務者に送達さ

れた日の翌日) から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた。

- 2 その余の事案の概要は、当審における控訴人の主張を次のとおり付加するほか、原判決「事実及び理由」欄第2の2及び3記載のとおりであるからこれを引用する。

(控訴人の当審における補足的主張)

- (1) マルフクと控訴人の前身であるディックファイナンス株式会社(以下「ディック」という。控訴人と特に区別しない場合がある。)との間で締結された資産譲渡契約(本件資産譲渡契約)では、顧客に対する貸金債権を譲渡することは合意されていたが、契約上の地位や、顧客に対する過払金返還債務を承継する合意はなく、過払金返還債務を承継対象外とすることが確認されていたから、貸金債権が譲渡されたからといって契約上の地位や過払金返還債務が当然に控訴人に移転するものではない。
- (2) 原判決は、貸金債権と過払金返還債務は表裏一体であると認定するが、貸金業者の貸金債権は、金銭消費貸借契約によって発生し、5年の消滅時効に服する商事債権であるのに対し、過払金返還債務は、法律の規定によって発生し、10年の消滅時効に服するのであるから、両者は修辭的、比喩的な意味ではともかく、実質的、法律的な意味で表裏一体の関係にあるとはいえない。
- (3) 契約上の地位の譲渡には、債権者の承諾が必要であるが、本件では、被控訴人の承諾はない。
- (4) 契約上の地位の譲渡があったとすれば、控訴人はそのまま貸主の地位を承継するため、マルフクと被控訴人間の基本契約に基づき、そのまま新たな貸付を実施できるはずである。しかるに、控訴人は、被控訴人との間で新たに基本契約を締結しており、このことから契約上の地位の移転がなかったことは明らかであって、過払金充当合意も承継しない。

(民訴法260条2項の申立ての理由)

被控訴人は、原判決に付された仮執行宣言に基づいて債権差押命令を申し立て、控訴人の預金債権（イーバンク銀行サンバ支店）499万4217円を差し押さえた（平成21年12月10日第三債務者に債権差押命令正本送達）ため、控訴人は同日より上記金額につき自由に運用することができなくなり、上記金額と同額の損害が生じた。

控訴人が被控訴人に対し負担する過払金返還債務は、上記送達日においては、93万円及びこれに対する訴状送達の日（平成21年3月30日）の翌日からの年5分の割合による金員3万2486円の合計である96万2486円を超えては存在しないから、上記差押えにかかる金額から96万2486円を控除した残額である403万1731円につき、原状回復ないし損害賠償を求める。

第3 当裁判所の判断

当裁判所も、被控訴人の請求には理由があるものと判断する。その理由は、原判決7頁18行目冒頭から同8頁18行目末尾までを次のとおり改めるほか、原判決「事実及び理由」欄第3記載のとおりであるから、これを引用する。

「(1) 本件資産譲渡契約書（乙3）によれば、控訴人はマルフクから、消費者ローン取引に基づく貸金債権だけでなく、マルフクが営んでいた消費者ローン事業にかかる顧客との取引のデータ、不動産賃借権、動産（コンピュータ等）など営業用の資産を包括的に承継するほか（第1.1条）、雇用関係も原則承継し（第6.6条）、本件資産譲渡契約の締結に際しマルフクは株主総会の特別決議を経ることとされ（第7.1(b)条）、またマルフクは控訴人に対し競業避止義務を負う（第6.10条）と定められていること、そして、その後マルフクは融資業務を廃止したこと（乙11）等に鑑みれば、マルフクと控訴人は、有機的一体として機能するマルフクの貸金業に関する物的・人的営業資産を控訴人に引き継がせることを目的とする営業譲渡契約を締結したものと解するのが相当であり、したがって、特

段の事情のない限り、当該営業に関する債権のみならず契約上の地位も控訴人に移転したものとすべきである。

契約上の地位の移転には権利者の承諾が必要とされる場所、被控訴人は貸金債権の譲渡につき異議なき承諾をしており（乙15）、後記の貸金債権と過払金返還債務の表裏一体の密接な関連性に鑑みれば、この承諾は、消費貸借契約上の地位の移転についての承諾の趣旨を含むものと解するのが相当である。

- (2) 控訴人は、マルフクの被控訴人に対する過払金返還債務を承継していない旨主張し、本資産譲渡契約書には、「クロージングの時点で、買主は、本件資産譲渡契約に基づき買主に譲渡される、譲渡対象資産に基づき生じる義務のすべて（クロージング日後に発生し、かつクロージング日後に開始する期間に関するものに限る。）を承継する」（第1.3条）旨記載され、買主に承継されない義務として「第1.1条(a)に記載された貸付債権の発生原因たる金銭消費貸借契約上の、またはこれに関する保証契約、質権設定契約もしくは担保権設定契約上の売主またはそのいかなる関連会社の義務または債務（支払利息の返還請求権を含む。）」が列挙されている（第1.4条(a)）。

しかし、マルフクと被控訴人は、借入限度額の範囲内で繰り返し借入れができる基本契約（乙1の1, 2）を締結しており、この取引における弁済方法は元本については自由弁済方式、利息については経過日数分後払いとされ、各貸付ごとに個別的な対応関係をもって行われることが予定されているものではなく、本件基本契約に基づく借入金の全体に対して行われるものであり、利息制限法所定の利息の上限を超える利息の弁済により過払金が発生した場合には、これをその後に発生する新たな借入金債務に充当することとする合意（充当合意）を含むものであったと解される。

このように、基本契約が締結され、過払金の充当合意が認められるよう

な場合は、みなし弁済が成立すれば貸金業者に貸金債権が認められ、逆にみなし弁済が成立しない場合には、利息制限法の上限金利で引き直された上、貸金業者が過払金返還債務を負うことにもなる関係にあつて、貸金債権と過払金返還債務は表裏一体の関係で密接に関連しており、かつ同時に存在し得ないものであつて、これらを切り離して別々に処分することは原則としてできない関係にあるというべきである。もっとも、本件資産譲渡時点で特定の取引にかかる過払金返還債務を区別して承継の対象から除外することも理論上は不可能ではないが、その場合は、借主は取引期間全体について利息制限法所定の利率での引き直し計算をすることにより過払金の返還請求ができる利益を失い、支払を受けられる過払金総額が減少する不利益を受けるのであるから、このような不利益を甘受してもなお控訴人との取引を継続する旨の借主の承諾がなければならぬというべきである。本件では、マルフクの貸金債権を過払金の発生の有無を問わずに包括的に控訴人に譲渡している上、被控訴人から上記の承諾を得たとは認められないから、過払金返還債務の承継を否定することはできない（本件では、債権譲渡につき被控訴人が異議なき承諾をしているが、控訴人から被控訴人に対し過払金返還債務の帰属や上記期間通算の利益について何らの説明もなされていないのであるから、これが上記の承諾とならないことは当然である。）。控訴人指摘の上記条項は、マルフクとの間の内部的な合意にすぎず、控訴人とマルフクの間で求償の問題が生じ得るのは格別、第三者たる被控訴人の地位を左右するものとはいえない。

- (3) 控訴人は、マルフクから債権額以上の対価をもって顧客に対する貸金債権を買受けたとして、これを過払金返還債務を承継していない経済的な根拠として主張するが、そもそも本件資産譲渡契約は上記のとおり営業そのものを対象とするものと認められるのであつて、単なる貸金債権の総和を対象とするものではないし、顧客がみなし弁済の適用を前提に約定弁済

を繰り返すのであれば、債権の額面額以上の対価を支払うことには相応の経済合理性があるといえる上、本件資産譲渡契約がなされた平成14年当時は、なお過払金の返還請求問題が現実化しておらず（顕著な事実）、そのリスクが対価に反映されなかったとしても格別不自然ではないから、この点も上記認定を左右するものとはいえない。

- (4) その他控訴人の主張する諸点を踏まえても、上記特段の事情があるとは認められず、したがって、控訴人は、マルフクから被控訴人に対する過払金返還債務を含めて承継したものと解するのが相当である。」

第4 結論

そうすると、被控訴人の請求を認容した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却する。

（なお、控訴人の民訴法260条2項に基づく原状回復請求及び損害賠償請求の申立ては、本案判決の変更がないから、判断をしない。

よって、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所民事第2部

裁判長裁判官 中 村 直 文

裁判官 福 井 美 枝

裁判官 下 嶋 崇

これは正本である。

平成22年4月15日

名古屋高等裁判所民事第2部

裁判所書記官 川上 恵

